

昭和三十三年三月二十七日(水曜日)

午前十時三十五分開議

出席委員

委員長 小平 久雄君

理事 阿左美廣治君 理事 内田 常雄君

理事 笹本 一雄君 理事 島村 一郎君

理事 加藤 清二君 理事 松平 忠久君

有馬 英治君 大倉 三郎君

青 太郎君 神田 博君

齋藤 憲三君 櫻内 義雄君

南 好雄君 村上 勇君

佐竹 新市君 田中 武夫君

中崎 敏君 永井勝次郎君

水谷長三郎君

出席政府委員

経済企画政務次官 鹿野 彦吉君

通商産業政務次官 白濱 仁吉君

通商産業事務官(企業局長) 松尾 金藏君

中小企業庁長官 川上 爲治君

委員外の出席者

総理府事務官(自治庁税務局長) 鎌田 要人君

市町村税務局長

総理府事務官(経済企画庁総合開発局参事官) 生駒 勇君

大蔵事務官(大臣官房財務調査官) 稲益 繁君

専門員 越田 清七君

三月二十七日

委員山口喜久一郎君及び柳田秀一君
辞任につき、その補欠として大倉三
郎君及び永井勝次郎君が議長の指名
で委員に選任された。

本日の会議に付した案件

工業用水道事業法案(内閣提出第一
二二号)

○小平委員長 これより会議を開きま
す。

この際、お諮りいたします。昨日、
中小企業信用保険公庫法案外一件の審
査小委員会を設置いたしました。今
後、委員異動に伴うこの小委員、小委
員長の補欠選任並びに小委員、小委
員長の辞任許可及びこれに伴う補欠選任
につきましましては、委員長に御一任願
いと思ひますが、御異議ありません
か。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小平委員長 御異議なしと認め、さ
よう決定いたします。

○小平委員長 次に、工業用水道事業
法案を議題とし、審査を進めます。質
疑に入ります。通告がありますので、
これを許します。加藤清二君。

○加藤(清)委員 ただいま議題になっ
ております工業用水法について二、三
質問をいたしたいと存じます。

御承知の通り、この工業用水、電
氣、輸送といふことは、工場設立の基
本条件でございます。ところが、す
でに各地区において、工業用水の非常な
不足を来たし、その不足のゆえに、工
場設立が行き悩んでいる面が方々に見
受けられるのでございます。そこで、
お尋ねいたしたいのでございますが、
通産省としては、この工業用水の不足

にかんがみて、これを補給するための
準備調査ということが、一体どの程度
行われておるのでございましょうか、
まず、その点から承わりたいと存じま
す。

○松尾(金)政府委員 工業用水の不足
が、非常に重大な問題になって参りま
した。これは、比較的最近のことであらう
かと思ひますが、前に、通産省とい
しましては、工業用水法を本国会で制
定を願ひまして、とりあえず工業用水
を地下水からむやみに汲み上げます
ために起る調整をやつたのであります
が、その際にも、大体おんなじ工業用水
を多く要求する工業地帯等の状況は、
調査をいたしております。その後、全
國的に産業立地条件の調査をいたして
参つたのであります。その際には、
産業立地条件を考へる際の重要なポ
イントとして、工業用水が、各地域でど
ういう状態であるか、特にどうい
う不足状態であるかといふことは、従来お
んなじ地点については、だんだんと調査
をいたして参つております。そのよう
な調査の結果の判断からいたしまし
て、各地に計画されております工業用
水事業について必要な援助もし、また
今回提案いたしております法律により
まして、今後の指導育成をはかつてい
きたいといふ考へております。

水との関係につきましては、先ほど申し
ました工業用水法の非常に重大な問題
でもあります。従来、通産省では、
地質調査所におきまして、地質問題と
あわせてある程度の調査を進めて参
ております。

○加藤(清)委員 ある程度では困るの
でございまして、京浜工業地帯、阪神
工業地帯、名古屋工業地帯では、すで
に地盤沈下が始まつております。特に
阪神、名古屋地区においては、もう地
下水をくみ上げての工場設立は、不可
能な状況にまで立ち至つておるので
ございます。そこで、地盤の沈下を来たさ
ない地下水の調査を行つたことがあ
るかないか、こういうことです。

○松尾(金)政府委員 工業用地下水の
調査につきましては、ただいま申しま
した地質調査所におきまして、工業用水
の水源として多量に使用されておる地下
水の状況を調査いたしますために、経
過的に申しますと、昭和二十六年
から三十三年度までは、五カ年間にわたつて
經常調査と申しますか、基礎的な調査
を進めて参つております。さらに引き
續きまして、昭和三十一年度から三十
二年度につきましては、特別研究費の
予算をとりまして、ある地区について
は委託調査その他を進めまして、重要
地点について、そのような調査を進め
て参つております。今、御指摘のござ
いました、地下水のくみ方によつて地
盤沈下を来たさないような方法につ
いての調査の点でございますが、地盤沈
下を招来いたしますような場合は、主

として地下水のいわゆる上層部地層から
地下水をくみ上げます場合が、やはり
地盤沈下を伴ひやすいというのが、大
体従来の定説であるようでありまし
て、そのような大體の通説といひま
す。従来、定説をとりまして、現在に
おきまして、地下水のくみ上げを工業
用水法によつて規制いたします際
には、その地下水をくみ上げる土地の深
さ、深度を制限いたしております。あ
る一定の深さよりも深いところから水
をくみ上げる場合には、地盤沈下を招
来するおそれがあるといふやうな
場合もございまして、そういう地層
の深さで、やはり地下水のくみ上げを
制限、規制いたしております。

○加藤(清)委員 私は、規制されてい
ることを聞いておるのじゃなくて、こ
の土地ならば、何メートル掘れば地盤
沈下を来たさない。たとえば、名古屋
工業地帯においては、四日市の
工業地帯においては、四日市の
阪神地区の地盤沈下を来たさない掘り
方といふものは、この深さである、そ
ういふ調査をなさつたことがあるかと聞
いておるのです。それがあつたらお示
しを願ひたい、こういうことでござ
います。

○松尾(金)政府委員 御承知のよう
に、現在、工業用水法に基きまして、
地盤沈下防止のために、地下水のくみ
上げの規制をいたしております地域
は、すでに三カ地点あるわけございま
す。尼崎、川崎、四日市の三カ地点につ
きましては、現在すでに、たとえば尼崎

につきましては、百メートルよりも深い地層から地下水のくみ上げをやっても、地盤沈下のおそれはないというような調査に基づきまして、尼崎については百メートル以下、川崎地区においては七十メートル以下、四日市につきましては百二十メートル以下、そういう深部からの地下水くみ上げは地盤沈下を招来するおそれがないというような調査に基づきまして、そのような規制措置をとっておりますが、今、例としておあげになりました名古屋地区につきましては、現在まだそのような調査を進めておる段階でございます。名古屋地区の地盤沈下の問題については、いずれ地下水のくみ上げ制限の措置をとらなければならぬであろうという予定に考えられております。

○加藤(清)委員 今あなたが「以下」とおっしゃったのは、それ以上深いところという意味ですね。以下というところ、数字からいくと、浅いところという感じがするが、どうです。

○松尾(金)政府委員 深いところでは、至急調査を進められたいところがござります。それは、たとえば名古屋のごときは、港湾の隣接工業地帯を、ここに今設置しようというところであります。愛知用水の点は、あとで質問したいと思ひますけれども、工業用水くみ上げは、やがて港の沈下を来す。そのことがネックになりまして、工場設置の都市計画が立っているにもかかわりませず、この土地に工場を設置することが、たゞいま難渋いたしておるわけでありまして、こういう地区は、必ずしも名古屋港湾付近のみならず、すでに京

浜工業地帯にも、あるいは浜松地区にも散見されるところでございます。そこで、至急この調査を進め願ひたいのでござります。なぜならば、御承知の通り、千葉の川崎製鉄の地下水を御調査なされたことがござりますか。おそれござりますでしよう。あそこは、九十万坪の土地を擁して、今、製鉄業をやっておるわけですが五万坪平均から、日に十万吨の水をくみ上げたとしても、なおこれは地盤沈下を来さない、こういうことになっておる。あそこは、御承知の通り、埋め立て地なんですね。しかも、九十万坪の土地に、五万坪区切つて十万吨ずつ吸い上げたつて、地盤沈下を来たさなというのですから、これは全くいいテスト・ケースだと思つて、ここで調査してみますと、あにはからんや、これは岩盤の下から水をくみ上げておるといふことですね。今、沈下を来たしておるところは、岩盤の上から吸い上げておるから、沈下を来たしておる。従つて、これをいい例に、岩盤がどの程度にあるか、どの深さにその岩盤があるか。それを打ち抜くには、どれくらい費用がかかるかといふことを、地質調査所ですか、そこで御調査なさつて、それを指示なさることが、やがて通産省の目的とするところの工場を設営する基礎になるのではないかと。何メートルではいけないとか、何メートルならばよろしいというだけでなくして、もうちょっと親切に調査して教へてやるというところの方が、より大切ではないかと思ひますが、この点、いかがでございましょうか。

○松尾(金)政府委員 ただいまお話ししたの通りでございます。先ほど申しましたのは、すでに調査を終り、またそこには工業用水の普及をや、くみ上げ制限をやつておる、現在実施している地区についての御説明を申し上げたのであります。もちろん、地盤沈下のおそれのある地域等につきましては、特に早く調査をいたしまして、その調査の結果をよく徹底するようにするのことが、まず先決であらうと存じます。先ほどおあげになりました名古屋につきましては、昭和二十九年におきまして、名古屋市付近の調査に手をつけられております。なお三十二年におきましても、愛知県の豊川流域について調査に着手いたしております。これらの調査を至急に進めまして、地質調査所の調査の結果を待つて、たゞいま御指摘のような点に進みたいと思ひます。

○加藤(清)委員 昭和二十九年から始めたとおっしゃいます。それはまことにけっこうなことですね。ところが、これはそんなに時間を要する問題ではないと思う。ボーリングをやつてみれば、すぐにわかることです。すでに、本省の力を借りずに、そこに工場を設営しようとする企業家もさへも、自力によつてこの調査を進めていくというのが実情でござります。そこで、ああやつてはいかぬ、こうやつてはいかぬと、あとで規則を作つていろいろ当てはめて、企業家の自由の結果において束縛することになるような、そういう指示をなさる。本省は、すべからずこれ以前に、調査を完了されるべきではないか。全国全域とはいひませんが、すでに地盤沈下が行われて、しかもなお、そこに工場の設営の必要性のある地区、こういうところだけは、すみやかに調査完了されるべきであると思ひ

ますが、たとえば名古屋、四日市地区のごとき地帯の調査完了は、一体いつごろに相なるでございましょうか。

○松尾(金)政府委員 地質調査所が進めておりますこの調査の内容を、私、実はあまり詳しく承知いたしておりませんけれども、現在までのところでは、大体三十三年度、来年度におきまして、現地の審議会に諮りまして、その内容を正式にきめるというふうな目安で、現在鋭意進めておるといふ手はずになっております。

○加藤(清)委員 三十三年度に完了して、その調査結果のデータを、地方自治団体ないしは企業家に、通知することができずか、なぜ、こんなことを聞くかといふと、名古屋市長では、相当問題になつてゐるからです。それで、うそを言われましますと、今度は私がうそを言ったことになりましますから、はつきりしたところを、自信のあるところをお示し願ひたいのです。

○松尾(金)政府委員 先ほど申しましたような調査が、だんだんと進んで参つておるよう聞いておりますが、大體三十三年度中には、工業用水の審議会に付議できるようなところまで、その調査のデータがまとまつてきておるようでござりますから、三十三年度中には審議会が正式決定できるもの、といふふうに考えております。

○加藤(清)委員 実は、水に悩んでおります地区におきましては、その住民のみならず、その市会が、地下水の調査の必要を痛感しまして、本年度の市会の予算には、その調査費及び補助費を計上しなければならぬといふところまで、迫り込まれてゐるような次第でござります。従つて、こういうこと

は、むしろ地方自治団体にやらせるべきではないか。もうすでに工業用水法あるいはこのたび水道法等々が行われようとするゆえんのものは、これは国家の手でその調査をし、国家の手で手当をしてやる、こういう意味にはかならぬわけでございます。もし、それを早急におやりにならないと、以下私が述べるような、いろいろな支障が生じてくるわけでございます。そこで、支障については、あとで述べるとして、ほんとうに三十三年度のいつ、本省の調査が完了して、それがいつ地方自治団体ないしは企業家に通知されるようになりましますか。大體の目安でよろしうございしますが、そのところを、はつきりしておいていただきたいのです。

○松尾(金)政府委員 ただいま申しました調査は、同じような問題が、大阪その他にございまして、大阪の方は、おそろく三十三年度の比較的早い時期に、正式にその調査の結果がまとまると思ひます。名古屋地区は、それよりも若干おくれ、この時期は、ここであまり明確にはお答えしにくいと思ひますが、大體三十三年度の終りごろまでには、正式に調査のデータがまとまつて、決定できるようなことに相なる見込みでござります。

○加藤(清)委員 工業用水の必要性は、次に述べるような問題にも影響があるでござります。すなわち、本省の指示に従つて工場を設営した。その設営の結果は、近所、隣の井戸が全部かたてしまつた。井戸のみならず、周辺のたんぼまでがかわってしまった、こういう実例がござります。そこで、その周辺の住民及び農地の耕作者と工場とが、ト

ラブルを起しております。せっかく工場誘致を喜んでやった地区が、もう工場さん、帰ってもらいたい。これでは、とてもじゃないが、工場誘致をして、町の財政にプラスになると思っておいたら、とんでもない話だ、帰ってもらいたいという争いが、今起っております。少くとも大府地区、あの東海道線のここには、トラブルが一年半の余続いております。そこで、こういう問題が起きた場合に、通産省としては、まずその事件について、どう処置なさろうとしていらっしゃるのか、この点について……

○松尾(金)政府委員 ただいま具体的に述べた内容をお話の内容を、十分承知いたしておりますけれども、かりに、地下水のくみ上げが過度になる結果、その工場の所在地の周辺に非常に迷惑を及ぼしておる、そのために、今お話しのような現地でいろいろトラブルが起つておるといふような場合でございますれば、これは現在の工業用水法の建前から申しますと、その地区の工場の工業用水を、いきなりとめてしまふわけには参りませんので、まずその地区に、工業用水の何らかの方法による供給を考へまして、と申しますのは、具体的には、その土地にやはり別の工業用水の水源を求めて、その地区の工業用水の確保をはかることに、まずできるだけ努力をいたしまして、そのようなある程度の見通しがつきます場合、その土地の地下水のくみ上げの制限をやつて、地下水の過度くみ上げによる弊害を除去するような方向に持つていかなければならないと思ひますが、この辺のところは、やはり工場側の工業用水に対する要求と、

地元のものに対する迷惑を受けておる点の調整問題になりますので、具体的な場合によつて、適当な措置をとらなければならぬと思ひますけれども、原則的な方向としては、ただいま申しましたような考えで進んで参らなければならぬと思ひます。

○加藤(清)委員 トラブルの調整でございますが、これはやはり町役場とか、あるいは県庁とかでは、ちよつといたしかねる問題でございます。そこで、実は至急調整をお願いしたいのでございますが、工場側では、井戸水がこれ、たんぼの水がこれ、必ずしも工場が水をくみ上げたからではなない、こういう意見で、なかなか解決の糸口が見つからなかつた。ところが、幸いにして工場は、企業の状態からして、操短をしなければならぬことに相なつて参りました。操短といふことは、やがて水のくみ上げ量も操短するといふことに相なります。ついに、しばらく水のくみ上げが休止状態になりました。とたんに、井戸水が出るように相なりました。それで、これは確かに地下水を工業用水としてくみ上げていく結果であるといふことが、必然的にわかつたわけですが、それで、なお心配なのは、さてこの工場が百パーセント稼働を始めた後、一体どうなるだろうというものが、この土地の住民の心配でございます。そのときに、一体工場側はどういう補償をするかといふことは、まだ決着がついておりません。私は大府町の工場の一例を申し上げておるのでございますが、このようなことは、知多半島に行けば、あちらにもこちらにも散見されるところでございす。さなきだに水に苦しんでいる知

多半島では、水というものは、いわゆる山の地区の人の感覚とは事変りまして、非常な貴重品でございます。それが飲料水にも事欠くといふことに相なりましては、これは問題が、そのみにとどまらなくて、社会問題に相なつて参ります。地方自治団体のトラブルの原因に相なつておる次第でございます。従ひまして、この件について、本省としては、至急調整方をやられるべきではないかと思ひますが、局長としては、いかにお考えでございしようか。

○松尾(金)政府委員 先ほど私からお答え申し上げましたのは、工業用水のくみ取りと、それから現地のその周辺の地区が、非常に迷惑しておるといふことの関係が、非常につきりした場合についての最終的な対策を申し上げたのであります。現実問題として、今お話しのように具体的なケースの場合には、その原因等について、非常に論議があるのが通常の例であらうと思ひます。ただいま例としておあげになりました場合は、たまたま工業用水のくみ上げが減つた場合に、付近の井戸水等が非常に染つたといふ因果関係が、非常につきりしているのではないかといふ、一つの例をおあげにいたしました。しかしこれとでも、やはりそのような紛争があまりす際には、できるだけ客観的な調査を十分に進めることが、まず先決でありましよう。そのような調査を進めた後において、紛糾について、とりあえず双方の紛争調停をできるだけ現地でやつていただきますし、さらに必要でありますれば、その土地々々の状況によりまして、あるいは現地の通産局長

なりその他が、その問題にある程度の調停役を買つて出ると思ひます。しかし、その前提となります調査につきまして、やはり先ほど来申し上げております地質調査所等を活用していただきまして、十分客観的な調査を進めることが、まず先決だろつと思ひます。現地において、そのような調査がまず必要であるといふことでございます。地質調査所に対して、委託調査の方法もございすし、その具体的な事情によりまして、調査あるいは紛争調停といふようなことに入つて参らなければならぬだろつと思ひます。

○加藤(清)委員 お話を聞いていますと、その通りでございますが、それでは地下水調査といふことが、手おくれじゃないですか。そういう調査は、工場を設立する前に、工場の設立条件として、地下水をくみ上げても、周辺に迷惑を及ぼすか及ぼさないかを、あなたの方でちゃんとデータを持つていて、そうして、ここでする場合は、悪影響があるからいけないとか、あるいはその悪影響を除去するために、地下水のくみ上げの井戸の深度をこの程度にしろとかいふふうにおやりになれば、工場に帰つてもらいたいなどといふことはあり得ないし、またあなたがおっしゃいますように、地下水でいけば、よそから水を持ってくるとおっしゃいます。山国ならいざ知らず、知多半島のごときは、容易によそから持つてこれるものじゃございせん。できてしまつてから、その紛争の処理も必要でございまして、その調査が完了しておることの方が、より望ましいと思ひます。そういうこと

が、地図の上で、この地区はどう、この地区はどうといふことが、はつきりしておれば、工場側といへども、あえて紛争の起ることを承知の上で、そこに工場を設立するようなことは避けるだらうと思ひます。そういう調査の結果が明らかにされていらないがゆゑに、起る問題だと思ひます。そういう点について、早くデータを御発表になり、工場を設立しようと思ふ企業家に対して、前もつて明らかにするやうな制度なり何なりを作つておくことの方が、より先決だと思ひますが、そういうことは行われていないのでございすか。また今度の法律によつて、そういうことは事前に防げるようになっていないのでございすか。

○松尾(金)政府委員 ただいま御指摘のございました点は、全くその通りでございます。従来、各都道府県なり市町村等で、自分のところに工場誘致をやりますために、自分の周辺地区の工場立地条件をある程度調査をし、あるいは工業用水の問題等についても、ある程度調査をして、こういういい条件があるから工場にきてもらいたいといふことで、調査なりそれを足場にしたい工場誘致が、従来行われておつたと思ひます。しかし、そのような工場誘致のための工場立地条件の調査といふのは、必ずしも従来十分ではなかつたと思ひます。やはり、もっと合理的な科学的な調査をしなければならぬはずであります。この点につきましては、通産省としまして、前々から、すでに工業地帯として大きな役割を果しているやうな地帯につきましては、相当地

す。また今後工業地帯として発展をするような条件が備わっておるような新規の工業地帯についても、若干の調査を進めてきておいたのでありますが、この点は、従来、決して十分ではなかったと思います。しかし、来年度の予算におきまして、約一千万円程度の予算を計上していただきまして、このようないくつかの工業地帯の企業立地条件の調査、その中には、その地区で工業用水の關係がどういふ状態にあるかという点が、当然重要な調査項目に入ると思いますが、来年度におきまして、全国的な規模におきまして、おもな地点の調査を進めて参りたいという計画を現在進めております。さらに現在、今お話しの地下水の問題につきましましては、地質調査所の調査を、さらに進めていただくことにしまして、そのようないくつかの地区の工場立地の指導室というものを今予定いたしておりますが、工場立地指導室に、そのようないくつかのデータを備えつけて、企業が自分の工場立地を定めます際に、そのようないくつかのデータによって、自分の工場立地を定めていかれるための資料を、提供して参りたいと考えております。

○齋藤委員 閣下。

簡単に伺いますが、工業用水の問題は、工業の発展途上にある日本にとしまして、まことに重大な問題で、これに対する政府当局の処置いかんによって、いろいろな問題が起きてくるのだらうと思うのであります。ただいま加藤委員から、いろいろ御質問がございましたが、この工業用水というものは、経営する工場の位置のいかんによって、いろいろな考え方が浮んでくるのだらうと思ひ

ます。その工場で使用した工業用水は、浄水装置をつければ、直ちに循環的に工業用水として使用することもできるところが、たくさんあると思ひます。ところが、従来の工場は、工業用水といふものを、浄水装置をつけないで、循環的にこれを使用するといふことをやらないで、どんどん廃水として流しておる。そういうことをつぶさに検討して参りますと、最近の進歩した浄水装置といふものは、割合に、一トン当りごくわずかの金額でもって、これをまた工業用水として浄化をして還元使用することができるといふことを、私は方々で見るとありますが、そういう点に対して、当局はどういふふうな考えを持っておるか、御説明をお願いいたします。

○松尾(金)政府委員 ただいまお話のありましたように、工業用水の水源は、決して容易に得られるものではないと申し、工業用水の循環使用といふことは、工業用水の循環使用といふ方法で、当然研究しなければならぬわけでありまして、現状で私どもが調査いたしております限りでは、やはり水源の窮乏な地域では、すでに相当程度工業用水の循環使用も行われておるといふ調査も出ております。通常、全体の取水量の二、三割くらいの循環使用という程度が、比較的多いようでありまして、しかし、そういう研究を十分進めておる企業につきましては、六〇あるいは七〇%くらい循環使用しておるといふような、合理的な使用をやっておる企業もございまして、いづれにいたしましても、循環使用につきましては、そのための浄化装置といふものは、そのたような問題について、できるだけ低廉

で、かつ効率的な循環使用ができるようなことを、さらに検討を進めなければならぬと思ひますが、今後の工業用水使用合理化の問題として、考えていかなければならぬ問題であると思ひます。

○齋藤委員 そういふ工業地帯における工業用水の浄水循環使用という研究は、通産省としては、どこで責任を持つてやっておられるのですか。

○松尾(金)政府委員 工業用水が、いわゆる冷却用水として使われる場合には、比較的多く循環使用が行われておったと思ひますが、そのような問題は、従来、熱管理の一環として、熱管理課が中心でやっております。今後、冷却用水の循環使用というやうな意味では、同じようなところでやつて参ると思ひますが、さらに循環使用といふ中に、そういう単純な循環使用といふことのほかに、工業用水の合理化使用の一環として、一たん使用して利用するとか、あるいは地下に圧入して利用するとか、あるいはいろいろな化学的処理をして利用するといふような問題が、あるわけでありまして、そのようないくつかの問題については、特に出発点として云々といふような問題につきましては、従来三十二年、三十三年度におきまして、工業技術院が中心になりまして、それぞれその研究所にて、その研究をしていただいております。

○齋藤委員 工業技術院管下の諸研究所のうち、主としてどういふところで、その工業用水の浄化循環についての研究をしているか。それに対する予算措置は、どういふふうになっておるか。

○松尾(金)政府委員 今申しましたような意味の研究は、三十三年度におき

まして、たとえば海水を冷凍いたしまして、これを淡水化して使うといふような意味の研究は、東京工業試験所におきまして、三十三年度に千六百万円の予算で特別研究をいたしております。あるいはまた、亜硫酸パルプ廃液処理の結果の工業用水を利用するといふ意味の研究も、同じく東工試において七百万円の予算で三十三年度に進めておりますし、その他これに類似したような調査は、東工、資源技術試験所というふうなところでやつておりますが、三十三年度におきましては、引き続き同じような予算をもつて研究を進めていく、かような計画になっております。

○齋藤委員 工場における冷却用水といふものは、海水でも使えるという場合がたまたまある。しかし、工業用水としていろいろな夾雑物を含有して流れ出てくるような廃液に対して浄化装置をつけると、これは循環的にまた使える。それから今日の状態において、これはどうしても廃液として流さなければならぬといふようなものの識別は、通産省としては研究しておられるのですか。たとえば、今、往々にして世間の問題となつておりますパルプ工場における廃液のことなどは、これはおむねかけつぱなしといつて、ほとんど廃液として流しておる。しかし、あれに浄化装置をつけると、幾多の含有してある物は、有用物として回収ができる。そういうふうな見通しがついておるのかかわらず、一日に何十万石という水がどんどん流れておる。そういうものは、当然通産行政の一環として、浄化装置をやつて、循環工業用水として使わせるかたわら、その中に

含有してあるところの有用物を抽出せしめる。こういうような工場に対する工業用水の考え方が、当局としてはあつていいのじゃないかと思ひますが、そういうことに対する研究、及び将来どういふ考えをもつて、工業用水の処置をお考えになっておるか、それを一つ承りたい。

○松尾(金)政府委員 今お話のございましたような、汚水処理の問題を兼ねて工業用水の利用といふことは、非常に重大な研究項目でございまして、先ほど東工試におきまして亜硫酸パルプ廃液の処理というのを、三十三年度において研究しているということを申し上げましたが、三十三年度引き続き千百万円の予算をもつて進めたいというふうになっております。さらに発酵研究所におきましては、有機物を含んだいわゆる廃水の細菌処理によって水を回収できるというふうな研究も、三十三年度、三十四年度、引き続き進めていく予定であります。さらに炭酸で洗炭をやります洗炭の廃水処理の問題も、先ほど申しました資源技術試験所で、来年度二百四十五万円の予算で進めていく予定にいたしております。さらに最近非常に問題であります天然ガス採取の際の鹹水の処理の問題、これもやはり処理のいかんによつては、工業用水として、あるいは水源として利用できるはずであります。このような研究も、来年度やはり東工試で研究題目として項目の一つにあけて研究を進めて参りたいと思つております。

○齋藤委員 その発酵研究所における細菌によつての夾雑物の有機物質回収方法は、すでに研究は完成しておる。そうして、新たな微生物が発見され

て、従来の微生物よりは一%ないし二%アルコールをよけに発生せしめておるものも見つかつておるにかかわらず、パルプ会社のごときは、そういうアルコールの回収のできる有機物を、どんな廃液の中に入れて流してゐる。そして廃水の魚族に対する害毒に補償金を払つておる。そういう実態があるにもかかわらず、当局は、パルプ会社に対して、何らの処置も講じていないといふことは、私は非常に不合理だと考えてゐる。こういう問題に對して、当局は一体どういふふうにお考えになつてゐるかといふことを、承つておきたいと思ひます。

それからもう一つは、ただいまお話のありました選炭水の汚濁をどう浄水化して流すかといふ問題に對しては、すでに試験によつて、選炭水の処理といふことは、世界的な發明として完成しておるのです。そういうものが、世の中にどんなあるにかかわらず、当局が依然として、これに對し何らの処置も講じられないといふことは、私は非常に不合理だと考えてゐますが、そういう点は、当局としてどう考へておるか、御回答を願ひたい。そういうことを御存じかどうか。

○松尾(金)政府委員 今、お話のありました汚水処理の問題と相關連しての問題でございしますが、これは從來も、非常に重大な問題であり、今後、早急に解決しなければならぬ問題であると思ひます。しかし、こういう問題は、やはり経済性といふことが当然伴つて参りますので、そういう角度からの検討につきましては、すでに國営アルコール工場において、ある程度実用化しておるのであります。実用化の

実施の状況で、経済性の問題が、資料としてある程度データが整つて参ると思ひます。その検討の結果を待ちながら、経済性の問題と相關連して、今研究されておられますいろいろな方策を、早急に実施に移して参ることが必要であらうと考えております。

○齋藤委員 工業用水と直接関連性がある、ないといふことは別といたしまして、今、経済性といふお話がございまして、これは申し上げるまでもなく、日本は資源が乏しいのであります。たとえば、パルプ会社において汚水処理をやるのが、非常な利益をもたらさないといふは、非常に利益を会社に對して、パルプになる部分では、必要とする木材のほんの一部分であり、大部分は、汚水の中に混入して廃水として海に流れていってしまふといふことを考えますと、経済性といふものにもいろいろございしますが、利益が二割にならないからやらないとか、三割にならないからやらないといふものではなくして、國家的見地に立つて、工業用水といふ問題とも関連して、この汚水の中に夾雑されておる有機物の回収をやるのが、國家の資源を有効に使用することになる。そういう立場から工業を総合的に考えないと、日本のような資源の乏しい國においては、まことに不合理な点が多々出てくる。たとえて申しますと、選炭のあとに含まれている微粉炭といふものは、三百万トンあるといわれてゐる。三百万トンを増産するために、石炭合理化法とかいろいろな法律を作つて、莫大な金をこゝへつぎ込んで、無理な採掘法もやらなければならぬ。ところが、微粉炭として三百万トン選炭水の中に含ま

れていて、これがどこへか消えてしまふといふことが現実になつてゐる。しかも、この微粉炭を、超短波によつて回収できるということが現実になつておるのに、当局は、この微粉炭の処理に對して、何ら手を打たないといふことは、日本のような石炭の少い國においては、私は重大問題だと思ひます。当局は、いつかはこういうものに手をつけるだらうと思つておつたけれども、そういうものに積極的な手をつけないことは、行政として、はなはだ遺憾である、そう考へておるのであります。が、こういう点に對して、一体どう考へておられますか。

○松尾(金)政府委員 試験研究の結果が完成しておつて、それを実用に移します際には、ただいま申しました経済性の問題が、やはり常に伴うのであります。しかし、今、御指摘のございましたように、日本のような資源の乏しい國、しかも、水についても同じような問題がある際に、そのような試験研究の成果がなかなか実用化されないといふ点は、今後早急に解決をしていかなければならぬと思ひますが、しかし、先ほど申しました経済性の問題は、同時に、企業が自分の経営上の立場からのいろいろな主張等もございしますので、今後、それぞれの産業部門の企業を行政指導して参ります際に、十分その点を考へて、できるだけ早くそのような方向に実施ができるように、進めて参りたいと思つております。

○加藤(清)委員 引き続き、愛知用水を工業用水に転用する計画をお尋ねいたします。御承知の通り、愛知用水は、当初、農業用と考へられておりましたが、今や、これが多目的な用水に変貌しつゝあります。特に受益者の農民負担が非常に重いといふことは、當然のことながら、農民だけに負担させるのは無理である。従つて、これを飲料水及び工業用水に利用させて、農民の負担を、片や軽くすると同時に、工業用水に傾く、すでに地盤沈下も来たといふような地区を救おう、一挙兩得をやる、こういうことでございまして、すでに本年度予算に、それが盛り込まれてゐるはずでございします。ところが、この工業用水が、愛知県の計画によりますれば、当初は一立方メートル当たり十円、去年いろいろ操作の結果六円五十銭、それを先般予算委員会において、あなたは、四円にするのだ、いや四円だ、こうおっしゃつてみえたわけでございますが、四円でもまだ高いと思つておられますのに、県に移管されたおかげで、県の計画が六円五十銭であるとか、あるいは十円であるとか言われては、どんなに工業業者がほしくても、高嶺の花で手が出ません。一体、愛知用水を工業用水道として引くに當つて、どういふ計画のもとに、どの程度の価格にしようとしていらつしやいますか。またその計画は、何年度において完成を見るのか等々、御発表願ひたい。

○松尾(金)政府委員 愛知用水の事業内容については、すでに御承知と思ひますが、ただいまお話のございましたように、愛知用水の水量の中から、ある程度工業用水にも分けてもらふ計画になつております。計画としては、大體三十五年度に工業用水を給水できるようですが、その工業用水の水量あるいは価格等につきましては、大體、現在の計画によりまして、年間二千七百万トン程度の工業用水を受けることを計画されておるようでございします。今御指摘のございましたトン当たり十円の値段の点は、これはおそらく半田と刈谷地区に對しての工業用水の給水計画の価格を御指摘になつたのではないかとと思ひますが、実はこの半田、刈谷地区の工業用水の給水の問題は、この両地区につきましては、独自の独立した工業用水道として、給水計画あるいは施設をいたしますよりは、むしろその近くまで出ておきます上水道の施設と共用してやつた方が、計画としては経済的であるといふような判定に基きまして、現在の計画では、この半田、刈谷地区に對しては、上水道と共用といふ計画になつております。そのようなこととて、上水道の計算をいたしますと、現在の試算によりましては、大體上水道としては、トン当たり二十四円くらいのコスト計算になるといふふうになつておるのであります。しかし、二十四円といふような高い工業用水は、とうてい使い切れるものではございませんで、その趣旨によつて、半田、刈谷地区の工業用水につきましては、特に二十四円のコストのものを十円程度で供給するように、工業用水の計画を、県では現在考慮しておるうちに聞いております。これは半田、刈谷地区が、そのような地点であることに由るやむを得ない措置であらうと思ひますが、工業用水道本来のグロブとして独自の給水をやりまします名古屋地区につきましては、先般申しましたように四円、いわゆる工業用水として適当な価格といひますか、十分使用し得る価格

まで引き下げ得るように、国庫補助その他の措置をとっておるのであります。これは名古屋地区と半田、刈谷地区の立地条件の差によりまして、このような差がつくことは、現状では、どうにもやむを得ない結果に相なっております。というふうに考えておるわけでありま

す。

○加藤(清)委員 主として名古屋地区にしかれる工業用水の計画について、もう一点承りたいのですが、この工業用水に必要な資金、政府の補助、それから完了はわかりましたが、一体、いつ手をつけるのか、工事はいつ始めるのか。しかも、それはどの地区にどう布設されるのか、名古屋のどの地区であるか。年間二千七百万トン程度では、九牛の一毛にしかすぎませんが、名古屋のどの地区を一体予定しておられるのか、そういう点をお聞かせ願いたい。

○松尾(金)政府委員 ただいま申しました名古屋地区に対する独立した工業用水の給水計画は、いわゆる名古屋の南部地区といわれております工業地帯に対する給水計画であります。三十三年度早々に事業に着手できると思いますが、そのような見込みで、来年度の約五億円の工業用水補助金の中から、七千五百万円程度を、名古屋地区の工業用水道事業に予定いたしております。

○加藤(清)委員 三十五年度完了までの費用の内訳を承りたい。

○松尾(金)政府委員 名古屋地区の工業用水の計画は、御承知のように、愛知用水公団の基幹水路から水を受けまして、愛知県が県営でやることになっておるのであります。三十三年度から

三十五年度にわたります。総事業費として十三億四千万円の事業費が予定されております。その十三億四千万円のうちの初年度の事業に對しまして、大体四分の一程度の補助ということ、先ほど申しました七千五百万円を三十三年度に予定いたしておるのであります。三十四年度、五年度の事業につきましては、引き続き継続事業として、国の援助をして参りたいと思ひますけれども、これは来年度、三十四年度以降の予算のことでありまして、ここでご明確なことはお答えを差し控えたいと思ひます。

○加藤(清)委員 総工費十三億四千万円のうちの四分の一を、今度行われようとする法律に基いて国庫補助を出される、こういう御予定でございますか。四分の一でございますか。

○松尾(金)政府委員 現在、工業用水道事業に対する補助金は、四分の一というものを一応建前にいたしておりますので、先ほど申しましたのは、三カ年にわたり十三億四千万円の事業予定のうち、初年度分に対しての四分の一、七千五百万円ということでありま

す。次年度以降につきましては、当然継続事業として、引き続き援助いたしたいというのが、私どもの気持ちでございます。補助金は、年々計上されるわけでありまして、ここで三十四年度以降何がしというものは、確定的なこととは申し上げかねると思ひます。

○加藤(清)委員 確定的なことは言われなくても、これははっきりして貰わないと、かつて簡易水道を布設されました折に、やはり三年間の工事、それも仕越してやった。ところが、二年度分、三年度分はどうやるか、変るとか

変らぬとか、ついに金がなくなつたとか。それが、やがて入札の汚職にまで發展して、愛知県の吏員は逮捕されてしまった、こういう事件がある。そこで、やはり計画というものは、その年になつてみなければ、はっきりしたことはいえないかもしれないけれども、工事としては、あるいは仕越し工事であるかもしれない。だから、大体的に見通しは立つはず。しかも、今われわれは、その法律を審議しようとしておる。従つて、これが通れば、必然的に予算が計上されるというものであるならば、この際、ある程度の見通しは、何十何百何千というのを聞いておるのではない、四分の一とか、あるいは三分の一とか、これは必ず確約できるか、できないかくらいのこと、當局の責任者として答えてもらわねと、これを受けて工事を進める方では、仕事にならないわけ。また、かりに仕事になつても、そこに不正事件が介入するおそれが、過去の実績に徴してみても、十分にあるわけ。それで、お尋ねしておるわけでありま

す。

○松尾(金)政府委員 従来、工業用水道事業に対する国の援助、補助につきましては、継続事業については、従来実績を見ましても、引き続き補助いたして参つております。そのような従来の実績ということから判断いたしましては、三カ年にわたる継続事業でございますので、当然引き続き三十四年度以降につきましても、継続事業として、補助金の交付等に十分努力して参りたいと思ひます。

○加藤(清)委員 総合して、結論的に工業用水が、名古屋地区では四円である、こういうお話でございます。それで大ていいけるだろうというお話でございますが、私ども、その他の地区と比較したところから見ますと、必ずしもこの四円というものは、安い値段ではありません。かりに、今度の法律によつて生まれてくる水が、それは各地区によつてローカル・カラーがあるでございます。しかしながら、さきの工業用水法によれば、これは平均一円六十銭から一円七十銭になつておるはずでございます。最低は九十銭程度、最高でも四円以下、こういうことでございますが、当局としては、これで十分であるとお考え。特にまた半田、刈谷地区は、御承知の通り、東海道の沿線にして、すでに工業がずつと発達している所でございます。この地区の工業用水が十円だ。それはローカル・カラーがあるから、しょうがありませんという答弁では、これは満足いたしかねるのでございます。十円の工業用水を使つて、一体何を作るのですか。私は、今ポケットに目録を持っています。私が、目録でも作るのです。か、化粧水を作ろうというのですか。とんでもない話です。これでもって、先ほどのパルプ工業なり、合成繊維の工場を経営してごらんないや。とんでもない、ポンド当り二百円でできる合成繊維が、五百円以上かかります。そんなことでもって、この工業用水の水道法を作られようというならば、これは反対せざるを得ない。こういう地区における凹凸をそのままにしておくというならば、こんなものは、何も本省がやる必要はない、県なり市なりが、勝手にやればいいわけです。そういう

凹凸があつては、工場の立地条件が変る。たとえば、同じ東洋レーヨンにしても、滋賀の琵琶湖のほとりに作つた場合と、半田地区に作つた場合、刈谷地区に作つた場合とは、てんでコストに相違がくるというように、これに相なりますならば、工場の経営者の立場に立つても、これはとうていやり切れる問題ではないということになつてくるわけ。そこで、十円でやむを得ぬと、これでは困るので、それに対する政府のいわゆる凹凸は正の努力点ないしは努力目標、それなりとも聞かなければ、この工業用水道法は、通す必要がなくなつてしまふ。はつきりしてもらいたい。

○松尾(金)政府委員 ただいまお話のございました十円という工業用水の価格は、これは先ほど申しましたと思ひますが、刈谷、半田地区の立地条件の特殊事情による結果という、やむを得ない形が出ておるのでありまして、刈谷、半田地区に現在あります工場にとつて、確かに十円という価格は、相当な負担であると思ひます。工業用水の価格としては、大体五円以下というところが一つの目安に……(加藤(清)委員「高くしちゃいかぬ、前は四円以下ということになつておつたのだから」と呼ぶ)四円ないし五円でもけっこうであります。これはそれぞれの立地条件によりまして、工業用水のコストにある程度の差があることは、条件としてやむを得ないところでありま

りであります。しかし、すでにもう工場ができてしまつておつて、そこに工業用水を必要とする場合には、できるだけ国の補助その他をやりまして、工業用水を安く供給することに努力しなければならぬのであります。今、御指摘のございました刈谷、半田地区につきましても、先ほど申しましたように、その立地条件が離れておる関係から、上水道と共用するということが、現在では考えられない。むしろ、独立した工業用水道事業を、ここにかりに実施をするといふと、現在の国の補助金の補助率四分の一の支出をもつてしまつても、とうていトン当り十円以下に下げることができないというやうな、立地条件の悪い所に當つておるのであります。そういう事情で、国の補助四分の一をやつても、なお十円以下に下げることが困難であるというやうな立地条件でございますので、やむを得ず上水道との共用によつて、現状では十円の供給価格で、がまんをしていただかなければならぬという状況でございます。

○加藤(清)委員　がまんなりません。がまんしようたつて、これは無理だ。たとえば、飲料用水と共用している点で、かりにあつたとしても、名古屋市内におきましては、たゞいま幾何級数的に水量を多く使つた場合には、補助金をもらわぬでも、コストを下げて工業用水を提供しておるのでございませう。しかも、その価格は四月以下に相なつておる次第でございます。今度、新しく工業用水が必要だ、地盤沈下がきてゐる、だから、一つ工業用水をやるうというわけで、特別に立法措置までしてやろうとしているのに、その責

任者のあなたが、十円でやむを得ませんなどということを言つておられては、どうにもならぬじゃありませんか。たとえば、北伊勢のごときは、九円何ぼかかるのを、四分の一補助によつて三円五十銭にすると、あなたの報告書に書いてある。それなら、刈谷、半田地区だけは取りこぼして、それで十円でよろしいということでは、私はこの法律に賛成することができない。それはむしろですよ。なぜ政府は、かりに設備費がかつたとしても、その水を工業用水として使用して、なおコストが成り立つ、バランス・シートが成り立つという程度のことまで、こぎつける努力をなさらぬのか。すでに、名古屋市内とりでさえも、やつてゐる。できないはずはない。コスト高を解消することができないというのは、それは地区が悪いのではなくて、あなたの頭が悪いのか、あるいはあなたのやうな頭のいい人で、なおできぬというならば、それは頭の悪い人ではない、努力する気がないということなんだ。そのいづれかなんだ。そんな、二十四円でござるの、十円でござるのというて、これで工業用水としてこの法律を通すことができませんか。飲料用水だつて、そんな二十四円なんていうところはありますよ、あつたら例を承わりたい。

○松尾(金)政府委員　御承知のように、工業用水のコストの大部分を占めますのは、やはりそれに投下される資本費であるわけでございまして、工業用水の従来の供給を見て参りますと、それぞれの工業用水を受ける地点によりまして、その水源からの関係、あるいはそこまで水を引いてくるための資

本費等の関係から、工業用水のコストに差があり、また供給価格に差があるというの、これは工業用水の観点からだけ見ても、やはり工場立地条件の一つでありまして、それをできるだけ安く、また工業用水として使用にたえ得るやうに努力することは、当然でございますが、それにも、おのずから立地条件によつて限度があるといふことを、申し上げたつもりでありまして、決してそれぞれの地区について、工業用水が高いのは仕方がないのだといふだけで、申し上げておるつもりはございません。ただ、何度も申し上げますように、刈谷、半田地区の立地条件が、先ほど申しましたように、独立の工業用水道事業を行い、それに国の四分の一補助をやりまして、なお十円以下といふことにはならないといふ計算になるものでありますから、それであれば現状で、やはり愛知県で計画しておりますやうなことで、最終的に現在の上水道と併用の条件で、許す限りのぎりぎりのところまで値段を下げることを、私どもの方では要請いたしておるのであります。これは今後、工業用水の供給を続けていきます過程におきまして、さらに、できるだけ工場の負担に耐え得るやうなところで、工業用水の価格を低廉にしていくように、今後の問題として努力して参りたいと思ひます。

○小平委員長　佐竹新市君。
○佐竹(新)委員　私は、まず、具体的な点についてお尋ねする前に、経済企画庁に、水について、総合的な立場から質問をいたしたいと思つております。国土総合開発審議会の中に、水制度部会というのがあります。水の制度

の原則の確立を目ざしまして、昭和二十七年以来、ずっとやつておるのでありますが、いまだにその結論が出ていないと思つてございまして、一体、日本の政府の行政といたしましては、水は、各省にわたつて関係がある問題であります。とりわけ農林省の関係としては農業用水、あるいは建設省、厚生省、通産省、こゝういふやうに、いろいろ各省にわたつておりますが、これらの問題が、いつもバランスの押し合ひの上に立つて、総合した水制度の対策といふものが、まだわが国では確立されてない。もし確立されておるといふならば、それに対してどういふ方途があるか、お答えを願ひたい。確立されてないとするならば、それは一体どのようにお考えになるのか、その点、経済企画庁の方に尋ねたいと思ひます。

○鹿野政府委員　ただいまの御質問に對しまして、国土総合開発全般から見まして、水資源の重要なことは、全く同感でして、それにつきましては、やはり国が、一本の姿において、水の解決策をやらなくちゃならないといふことになりまして、国土総合開発計画は、御承知のことと思ひますけれども、実は非常に急いでやつてきておりますが、まだ全体計画ができておりません。近く計画についての、めどがつくことになつておるわけであります。つきましては、しからばそれまでの間は、どうするか、こゝういふことについて、は、それまでの間は、調整費でもつて、そうした各省間の水の問題についての調整をやつていく、こゝういふやうな現実の施策をとつておる次第でございます。

〔委員長退席、佐竹委員長代理着席〕

○佐竹(新)委員　ただいまの御説明は、どうも私たちの納得のいかない御説明であります。現在の水制度に対する行政上の措置としては、従来の、要するに明治時代からやつてきたものが、やはり慣習的になつておると思つたのです。しかし、原子時代といわれる今日におきまして、あらゆる産業部門において、非常に急激な進歩をもつて、ものが移り変わつていくつある。その移り変わつていく上において、水の関係は、やはり産業の重要部門でありますから變つてこなければならぬ。と申しますのは、依然として、最近、国会に、水に関するいろいろな法律案が出されます。これには、どうしても助成などがついたり、いろいろ国の施策上やらなければならぬことでありましようけれども、そうしたやうなことが、いつも繰り返されておるのです。近代科学の進歩に伴ひまして、政府が水といふものの施策の上に立つて、それに伴つて考えていかなければならぬのではない。一例は、さつきも工業用水の問題について、齋藤委員から、非常に有益な質問がありましたけれども、冷却水なんかの問題にいたしましても、冷却塔なんかでこれを冷却し、そして、流しっぱなしにせず、もう一度使う、いわゆる水の再循環をして使う。こゝういふやうな考え方は、すでに学者の間においては、相当会合が持たれたり、研究がなされたりしてゐるのですが、こゝういふことについて、経済企画庁は、一体どのようにお考えになつておるのでありますか。

のお話につきまして、確かに水の重要性については、全く同感です。冷却水にして、水を循環して活用するということ問題につきましては、企画庁としても、まだ具体的計画が立っておりませんが、そうした趣旨に沿って至急に研究して、そうした施策が行われましよう、努力したいと考えております。

○佐竹(新)委員 私質問に対して、鹿野政務次官も、別に学者じゃございませんし、また専門家でございせんから、もし十分説明することができないような場合には、経済企画庁の専門の人から、答えてもらいたいと思ひます。

例をとりますならば、さつき加藤委員が、愛知用水の問題で、松尾局長と質問応答がございましたけれども、最近の工業用水の不足の問題、これに對して、一方において農業用水との関連が、非常に多いのでございませう。また千葉県の阿総用水も、そういうふうに関連しております。これらの点を総合して考えますと、一面わが国の農村におきまして、農林省は、稲作の早期栽培を奨励しようとして、その計画を立てております。この早期栽培をやりますと、五月に植えつけて、もう八月には刈り取るのですから、夏の渇水期には水が余ることになる。そういうふうになつてくると、今考えている愛知用水なんかの問題も、これは早期栽培をいたしますと、渇水期に水が余つてくるということになつて、あれだけの膨大な費用をかけなくても済むことになり、水の問題は、非常によつてくると思ひますが、こういう点について、

経済企画庁ではどのようにお考えになつておりますか。

○生駒説明員 ただいまお話がございまして、早期栽培の点につきましては、企画庁の総合開発局におきまして専門の研究をしておられる方々から、御意見を承つておられます。今、佐竹先生のお話のように、この結果が非常に良好でございませうと、水の使い方が變つて参りまして、従来の農業用水という概念が、だいぶ違つて格好で出てくるというふうな感じを持つておられるわけでございますが、まだこの早期栽培の研究について、農林省の方から正式の結論を得ておられるに聞いておりましたので、現在、十分その点も考えまして、方々の意見を聴取いたしまして、検討をしておる次第でございます。

○佐竹(新)委員 私、先般、昨年の十一月から十二月の初めにかけて、中国に参りました。北鮮まで行くと思つたのですが、ちょうど北京で病氣になつたので、行けなかつたのですけれども、北鮮へ行つて何を見ようと思つたかという、今、北鮮では、非常に早期栽培をやつておられるわけだ。あの立ちおくれしておる北鮮が、ソ連の技術を入れて、将来の工業用水との関係において、早期栽培をやつて、多角的に工業用水の問題も解決するといふような研究を、すでにやつておる。私は病氣で行けなかつたので、北京に残つて、中国の水の問題を、将来どういふようにするか見ておられます。農業では、やはり近代の機械化農業に持つていこうとする方向をとつて、非常に急速なピッチを上げておる。もちろん、わが国のような政治制度とは違つて、統制国家であります。役

所で図面ができれば、それを直ちに予算を裏づけて実施に移すということ、将来の中国の農業といふものも、そういう点については、大きな発展をしていく。またそれに伴つて工業も発展していく、かように見て戻つたので

す。そのときに、私は、水の問題を第一番に考えまして、われわれが昔おつた当時、原始的な水利をやつておつた中国が、今日これだけ工業生産においても、農業生産においても発展過程をとつておるので、水の利用について、どのように考えておるかと思つて、いろいろ尋ねましたが、もうちゃんと水利の専門の局ができて、各省パランスの上に乗るといふような形になつて、一貫して熱心に、ソ連の學者を入れました。中国の国土建設とともに、将来の水制度に対する研究をやつておる。すでに北鮮も、早期栽培を今日どんなに実施しておる。これは日本においても、当然来る問題です。私は、これは農業用水と関連して、工業用水の大きな革命であると思つておる。こういう点を、一つの役所の中だけでなく、あらゆる學界の者とも連絡をとるようになつて、さつき言つた冷却用水の循環使用をやるといふ問題にしても、総合的に考えなければいけない。法律を出す、そして地下水をくみ上げると地盤が沈下する。そこで、また農業用水の法規を出す、今度は事業法を出す、これに助成をする。こういうふうなことが繰り返されておるわが国の水制度といふものの、根本的な考え方を変えなければならぬ。日本の工業生産も、農業生産も、この水という問題について、依然としてこういう体系であつてはならない、こういうように考

えておるのであります。

そこでもう一つ、私は農村関係については、多分に関心を持つております。で、稲作問題についてお尋ねいたしますが、早期栽培といふものについて、農林省の方でまだその成果がまともでないといふような御答弁がございましたが、これは大へんなお考え違いでありまして、もうすでに學者の間においても、農家においても、早期栽培をやらなければならぬと考えるようになっております。その根本的な理由には、どこにあるかといふと、二毛作の裏作として、今後の日本農業をいかに転換さすか、こういう問題について、裏作としては、麦ではなく、飼料の問題を考えていく。日本農業が、従来の米、麦を繰り返しておつたのではだめだ。これからは、牧野の開拓をして、牧草地を作つて、協同化によるところの酪農を發展させていかなければならない。こういう点から、早期栽培といふものは、農民の中で相当熱心に研究する人も各県に出てきておる。こういうときに當つて、経済企画庁は、総合的な日本経済の企画を立てられるのでありますから、こういう稲作と工業用水といふものについて、どのような点、企画の上に立つて考えられるのか、その点、納得のいくように御答弁が願ひたいのであります。

○鹿野政府委員 佐竹委員のお話について、経済企画庁としては、十分なる研究調査の段階に至つていないこと、まことに申しわけないと思ひますが、こうした方向について、だんだんと検討いたしているわけでございますから、早急に對策を立てまして、そういう日本経済に非常にプラスになるという方向については、積極的な施策を進めていきたい、こう考えます。

○佐竹(新)委員 私は、あまり深く質問はいたしません。愛知用水あるいは阿総用水の下流で、その恩恵を受ける農民の負担金が、反当三千円くらいあるわけですか。ところが、早期栽培をやると、その水の問題は困難でないから、反当三千円の割当は負担しないという考え方に、ぼつぼつ變つてきておる。これは政府の総合施策の上に、大きな問題になつてくると思ひます。早期栽培は、牧獲もいのです。また農村においては、米と麦を繰り返しては、農家経済が成り立つていけません。山を切るといふのも、一ぺん切れば、あと二回、三回とは切れない、植林をしなければだめなのです。どうしても将来、農村は、新しい転換をしなければならぬ段階に来ておる。こういう点から考えますと、やはり早期栽培といふことが、究極の目的であるという方向にいくことが、必然的であると思ひます。私は、ここ四、五年のうちに日本農業が、特殊の地帯は別として、早期栽培といふものにはほとんど全国的になるといふても、あえて過言でないと思ひます。そうなつてきたときに、政府がこれだけの国費をかけて、渇水期にも余るほどの水があるのだといふことになれば、何がためにあれだけ大きなダムを作るのかといふことを考えるわけですか。そういうようなことを考えて参りますと、やはり先ほど申し上げましたように、農林省は農林省、厚生省は厚生省、通産省、建設省、なわ張り争ひでもつてからに、そして自分のところにこれをもつておこつて、何か官僚のなわ張り争

いがある、依然として日本の行政組織のうちからは解決のできないものだ、それを解決していく推進役を勤められるのが、経済企画庁である、私はこのように考えておる。これはうわさでありまうから、わかりませんが、水質汚濁の法案も、すでに経済企画庁で、今国会に提案する準備をされておつた、確かに聞いております。しかし、どこでどうなったのか知りませんが、これが今、工業用水との関係におきまして、そういう法律が出ると、下流における沿岸漁民なんかの文句がどんどん出てきて、大きな政治問題になるし、うるさいから、引つめてしまおうということになって、そういうものを引つめてしまわれたというやうな問題、そういう点を考えますと、やはりここに根本的な一つの施策というものが打ち立てられなければならぬ。経済企画庁においては、大臣や政務次官は、もうかわられるのですが、かわらぬのは官僚でありますから、国会でわれわれの納得のいくやうな、将来に対してはこういうやうな角度から考えておるのだ、また一貫した計画も企画しておるのだということが、一体経済企画庁では考えられなかったのですか、どうですか。その点を、一つ政務次官でなしに、御答弁をお願いしたいと思ひます。

○生駒説明員 ただいまのお話の早期栽培の点に關しましては、今、事情を聴取いたしましたということを申し上げたわけでありまうが、その他の点につきましては、経済企画庁ですべてのことをやるというよりは、やはり農林省の方とよく打ち合せをいたしまして、農林省の方でそういう考え方を取

り上げてもらふかどうかという点につきましては、打ち合せをいたしながら、仕事を進めて参りたいと考えておりますわけでございます。また、部局といったしましても、私が所属しております開発局が適當であるか、あるいはほかの局が適當であるかというやうな点もございまして、今の御趣旨のほどは、政務次官とも御相談いたしまして、どういふやうに進めて参るかということ、を検討して参りたいと考えております。

○佐竹(新)委員 私、ただ早期栽培だけをとり上げて言うのではないのです、その一つの例として言つたのです。しかし、一体日本の政府の、経済企画庁が中心だと思ふのですが、将来の科学の進展に伴うところの水制度というものをに対して、経済企画庁で一つ音頭をとられて、そうしてそこには、いろいろ科学というやうな問題の伴う問題でありますから、従来の役所の行政機構では考えられない問題でありまう。そこで、役所ももちろん入られるが、それに広く学者も入れて、水制度に対する何か一つの機構を経済企画庁のもとに持たれて、そうして、そこが一つの指導性を持って発足していくというやうなお考えをお持ちになりませんか。この点は、政務次官に一つお尋ねしたいと思ひます。

○鹿野政府委員 ただいまの御意見に對して、私も非常に賛成いたすものでございまして、そういうことを推進いたしますやうに、積極的に努力をいたしたいと思ひます。

〔佐竹(新)委員 今度は通産省の方

に、具体的な二、三の点について質問申し上げます。

この工業用水事業法に対する具体的な質問であります。工業用水法の趣旨は、地下水をくみ上げるために地盤が沈下するということ、先国会から起つておる問題であるが、その特徴的なものは、尼崎市の地盤沈下状況なんかも、私は視察をいたしました。非常にひどいものです。こういうことから、国会で法案ができて、この事業法は、そういう意味におきまして、政府の助成もこれにおのづから伴つてくるのだ、かように考えるのであります。工業用水道に特殊な助成をするというやうになつたのは、どういふわけであるか、こういうことについて質問します。それはどうしてかというところ、厚生省の管轄になっておりますと、この飲料水道の問題ですが、これの助成は、たしか昭和三十年ではなかつたですか、打ち切られたように思つたのですが、今度の工業用水事業法で助成をされるということになれば、同じ政府の中で、一方上水道の方では助成を打ち切る、一方はこれでもって助成するといふ、二つの矛盾が起きはしないかと思ふのですが、この点はどうですか。

○松尾(金)政府委員 ただいまお話をございまして上水道について、いつから補助金が打ち切りになりましたか、私、十分事情は承知いたしておりましたが、工業用水の補助金の点は、先ほど申し上げたと思ひますが、結局工業用水の水源問題から、また工業用水の供給を受ける方の側の負担力の問題から、どうしても工業用水のある特定の地点のものについては、助成をせ

ざるを得ない状態にあると思ひます。上水道につきましては、私の承知いたしておりました限りでは、大部分の場合が大体採算がとれ、また利用者の負担に耐え得る程度の価格で供給できるといふことで、最近では上水道自身に對しては、補助金がないように聞いております。しかし、御承知の簡易水道につきましては、事業量の割合に経費がかかるというやうな点から、引き続き助成措置がとられておるやうに聞いております。工業用水につきましても、ただいま申しましたやうな特殊な地点にある工業用水について、その価格を引き下げて、利用者の負担に耐え得るための助成をございします。

○佐竹(新)委員 私の心配いたしますのは、今のあなたのような御説明もあつて、水道の方の助成は打ち切られて、今度工業の方の助成がなされるということになると、地方団体は、これはへんばないじゃないか。こつちを打ち切つて、またこつちへ持つていつてやるということ、一般の大衆が利用する点においても、地方自治体等の財政の面からも納得できないといふ、運動を復活してくるやうになれば、こゝへ持つていつて、寝た子を起すといふやうなことがまた生まれてくるのではないか。こういうやうに思ふので、質問いたしたのですが、その点はどうですか。

○松尾(金)政府委員 工業用水道に對して補助をいたしますのも、実は工業用水道事業の計画のうち、ごく一部であることは、御承知の通りであると思ひます。先ほど申しましたやうに、特定の地点について、水源等の關係から施設費が常にかさんで、その結果

その工業用水のコストが非常に高くなるために、それに対する緩和策として、少數の地点、やむを得ない地点だけについて、助成措置をとつておるわけでありまう。これは三十一年度から、比較的大きな金額の助成措置をとるやうになつたのでありますが、これは上水道につきましても、たしか、補助金は別といたしまして、上水道事業者の起債計画等については、財政資金からその起債のワケが出ておるはずであります。工業用水につきましても、補助金は出ないけれども、起債のあつせん等をするによりまして、できるだけ工業用水の価格の引き下げ等をやつておるわけでありまう。いずれの場合も、それが需要者の耐え得る価格に對する調整措置として、最小限度のことをやつておるといふやうに考えております。

○佐竹(新)委員 次は、政府の考えております工業用水のトン当り四円という考え方が、これは、さつきも加藤委員が、トン当り十円になるといふので、実は私も驚いたわけですが、工業用水は、水利権の問題であるとかダムであるとかといふことになれば、どうしても事業経費が相当上つてくるのです。そうすると、トン当り四円で押えるという通産省の基礎は、どういふところに持たれるのですか。その点を、一つ十分納得のいくやうに説明していただきたいと思ふのです。事實は、今、加藤君の言われたやうに、四円でなくて十円に上つておるのですが、どういふことで四円という根拠を出されたのであるか。

○松尾(金)政府委員 工業用水として使用されます水を、水源についてみま

して、現在、たとえば工場のその場所
で地下水をくみ上げておるような場合
の価格は、御承知のように、平均で申
しますと一円台というように、非常に
安い価格でございます。それと相対応
して見ますれば、工業用水として供給
されます水の価格は、できるだけ安い
ことが望ましいのであります。しか
し、やはり工業用水の供給には、事業と
しても経費がかかりますので、それと
の兼ね合いということに相なるわけ
であります。これは現在の状態で申しま
す、工業用水として供給されてお
りますものを、全国の平均で見ても参
りますと、三円以下というところにな
って参りますが、これから工業用水
を建設いたします際に、できるだけ
いろいろな援助をやりまして、なお引
き下げ得る限度というのは、大体五円
以下、あるいは四円くらいのところ
がせいぜい、その辺を目安にすること
は、一応ほかの国の例を客観的に見
ても、この辺までは最低最小限度
といえますか、ぎりぎりまで下げて
る措置をとることが、工業用水の政策
上、必要の最小限度であるという程
度の目安でございます。四円なり五
円以下というのが、科学的に幾ら幾ら
という算出の根拠で出されるものでは
なくして、遠観的に見て、この辺が一
つの目安になるであろうという意味合
いでございます。

るでしょう。そうしますと、水利権と
かダムとかいうような問題で、案外そ
ういうトン当り四円というあなたの韓
想と、実際には食い違いがくるのじゃ
ないか、こういうふうに私は思うので
す。それは、もちろん工業用水は、あ
なたの言われるように、安いのにこし
たことはありません。しかしながら、
実際問題として、その四円という線
を出されておいて、それが四円を上回
て、今のようになると、むしろ工業用水のため
に、また工場から不平が起きてくる
というふうな結果になる。私の今質問
しておりますのは、それは、外国の例も
お話になりましたけれども、しかし、
日本として実際に、これをダムの建設
とか、あるいは水利権の問題とか、こ
ういうものの複雑した中に工業用水を
やっていくということになりまして、
案外多額の経費がかかってくるという
ことになったのでは、それが実際に可
能であるかどうかという基本線を、も
う少し納得のいくように説明が願いた
い、こういうのでございます。

であつたはずであります。現実
には、必ずしもその理想通りにいって
ないという実情なのであります。しか
し、今後、工業用水の供給を確保いた
します際には、やはり需要者の側が負
担し得る限度の工業用水のコストは、
絶えず考えなければならぬわけであ
りまして、各地で工業用水の計画がご
ざいます際には、私どもの方で、その
計画の内容を伺ひまして、そのコスト
で果して計画通りにいくものであるか
どうか。またその計画通りのコストに
する場合には、どういう起債あるいは
助成措置をやらなければならぬかとい
うような点を、じさいに検討して、行
政指導なり、あるいは必要な助成を
やつておるつもりでございますが、今
お話のございましたように、今後、計
画の実施の場合に、いろいろな食い違
いが出て参りまして、需要者の満足す
るような価格に、必ずしもならないで
はないかという点、今後、工業
用水の事業の運営については、特に十
分細心の注意を払つていかなければな
らない点であると思ひます。

却用水の問題、これらの点は、一体通
産省としても、どれだけ真剣になつて
実際に考えておられたか。これは経済
企画庁との関係もありましようが、こ
れはむしろ、そういうふうになつて参
りますと、助成なんかも大幅にしてい
かなければならぬというふうなことに
なつてくる必然性を持つておると私は
思う。そうでなければ、工業用水を引
くということになつてくると、一たん
引いたということになれば、相当準備
が上るといふことになれば、何かここ
に処置しないと、工場の生産が成り立
たないということになる。それより
は、むしろ、助成をするのであつたな
らば、今の循環使用の冷却なんかの問
題に対して、早急に研究を進められ
て、そうしてその方向を指導するとい
う通産行政の行き方が、むしろいいの
ではないか。さつきも松尾局長が言われ
ましたけれども、現在の各社のいろいろ
な研究の結果の発表によりまして、
七〇%から八〇%、循環して冷却に返す
ことができる、こういうふうに言われ
ておるのですが、そういう点について
は、どのようにお考えですか。

きましては、先ほど、各通産省関係の
試験所でも、それぞれそのような研究
をしておることを、例示的に例をあげ
て申し上げたと思ひますが、さらにそ
ういう研究の成果等を集大成いたしま
して、そのような研究の成果が実用化
し得るような方策を研究するために、
今、工業用水審議会がございます。こ
の工業用水審議会に、そのような研
究の学識経験者等に特に集まり願ひ
まして、このための専門部会を作つて、
今後、さらに実用化を、あわせて研究
を進めて参りたいと思つております。

○佐竹(新)委員 それを聞かしても
らつたらよかつたのです。私、今、手元
に資料がありますが、さつきとどうい
うことを研究しておるのです。東京工業大
学の葛岡さんとか、東京大学の工学部
の内田さんとか、あるいは気象研究所
の伊藤さんであるとか、それから農業
技術研究所の三原さんであるとか、こ
ういうような方が、農業用水を兼ねて
集まつて研究しておられるのです。こ
ういうような研究と政府の行政とをや
はり結び合せて、さつきも私は、経済
企画庁に御質問申し上げたのですが、
一貫したものにして、そして、今日の
科学の進む時代においては、学者の研
究を多く取り入れて、できれば大きな
工場に対しては、そういう冷却塔を
作つて、そして水の循環をよくする
というようにしていく。そうすると、結
局どうかというと、悪水が流れないか
ら、ノリであるとかカキであるとか、
沿岸漁民の問題も、あわせて一石二鳥、
解決のつく問題なんです。これを流
しっぱなしにするから、ノリに影響す
るとか、カキに影響するとか、ここで
また今の汚水法を作らなければならぬ

というようなことになる。これを作ろうとすると、工業家が反対するということになるのですから、やはりそういうことが世論として出ている時代には、役所は積極的な指導をする。そこがどうも、法律を作って何とかして助成金を出しておいて、これで何とかいけるのだということになると、また地方から陳情して、がたがたやるというふうなことが、年中行事のごとく繰り返されているということになったから、根本的な解決がつかない。だから、私が申し上げるように、科学はどんどん進歩するのだから、その進歩を大幅に取り上げて、それを行政の一環としてやっていくというようにされるならば、水の問題も案外解決がつく。そういうことがなされずにこういう立法がされて、それへ持っていくって助成金がついていくということになれば、国の経費が幾らあっても足りない。こういうことを、十分に考えていただきたい。特に、当面の問題といたしましては、私が資料をあつちこつちできるだけ集めて、あなたの手元へ持っていくって、相対りっぱなものを今やれるように、その機械なんかのことを話すと、すぐ、こいつは会社の手先になつて動くとか考える。そういうふうないろいろなことを考えずに、すなおに、あらゆるものを総合的に見て、早くそういう方向へ持っていくというふうな考え方でやられることを、切に私は希望いたしました。法案の具体的な内容については、もう一回質問させていただきますが、きょうは、大体の点について希望をいたしました。質問を打ち切ることいたします。

○小平委員長 本日はこの程度にとどめます。

次会は来たる四月一日午前十時十五分より開会をする予定であります。

これにて散会いたします。

午後零時三十四分散会

昭和三十三年四月一日印刷

昭和三十三年四月二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局